

競争的研究資金の不正防止計画

平成27年4月1日
防衛医科大学校

防衛医科大学校における競争的研究資金の適正な運営・管理体制に関する達（平成21年防衛医科大学校達第9号）第4条第3項の規定に基づき、競争的研究資金の適正な使用を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成26年3月31日科発0331第3号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）において要請されている防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の「不正防止計画」を策定し、以下の内容について実施する。

1 競争的研究資金の不正防止に向けた管理運営体制の整備

「防衛医科大学校における競争的研究資金の適正な運営・管理体制に関する達」（平成21年防衛医科大学校達第9号）に基づき、競争的研究資金の不正防止に向けた管理体制を整備するとともに、不正防止計画の策定及び推進により、競争的研究資金の不正防止に努める。

2 不正防止に向けた項目

(1) 執行状況の確認等

コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下、「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時競争的研究資金の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導するものとする。

(2) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者等は、不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促すものとし、その際、関係研究者等から不正行為を行わない旨の誓約書（別紙第1）を提出させるものとする。

(3) 物品発注及び検収の適正な実施

大学校の物品発注及び検収は、原則として防衛医科大学校の競争的研究

資金に関する職務権限に規定する権限者が購入依頼に基づき行うものとし、大学校内の関係者及び納入業者等に対し、物品発注及び検収の事務の流れについて周知徹底を図る。

(4) 取引業者への注意喚起

取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書（別紙第2）を契約締結時に提出させる。また、不正な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について（通達）」（防経装第10622号。25.8.1。）に準拠して、取引停止の措置を講じる。

(5) 旅費の事実確認

出張が完了した後は、出張記録書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付させることとする。

(6) 謝金等の事実確認

研究補助者などを雇用する場合、コンプライアンス推進責任者等は定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施証明書に開催したことの確認ができる資料を添付させることとし、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等は講演会等の実施状況の確認を行う。

(7) 監査体制の強化

適正な事務の執行を行うため、経理部主計課による内部監査を定期及び随時実施する。

(8) 研究者等への法令遵守の徹底

不正防止対策室は、競争的研究資金の不正防止のための科研費ハンドブックを作成するとともに、大学校の関連規則の内容について、周知徹底を図るための説明会や研修会等をコンプライアンス推進責任者等と連携し開催するものとする。

3 不正防止計画の不断の点検見直し

不正防止計画は、配分機関等からの情報提供、大学校や他大学等における不正事例の対応、検証結果等を参考に不断の点検と見直しを行う。

4 実施状況の報告

コンプライアンス推進責任者等は翌年度4月末日までに、不正防止計画実施状況表（別紙第3）を不正防止対策室長を通じて統括管理責任者に報告するものとする。